

「きたこれ」掲載についての注意事項

1. 掲載対象事業所、商品・サービス

- ・下記に示す事業所であって、原則として北本市内に営業店舗があること。
※ただし、市外店舗であっても、北本市商工会または北本市観光協会の会員は対象とします。
(飲食店、食料販売店、飲料販売店、映画館、ボーリング場、プラネタリウム、温泉施設、その他、市長が観光振興に利すると認める事業所)

<注意事項>

次に該当する事業所は掲載をお断りします。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種及びこれに類する業種
- ・市長が掲載することが適当でないと認める事業所

2. 掲載依頼注意点

- ・掲載内容に関する責任は、当事者でお願いします。
- ・掲載用の商品・グルメ等の写真を提出してください（写真の説明文も別途提出をお願いします）。
(※1 写真は、お店外観、店内、店主（店員）、お勧め商品等 計10～15枚程度を提出してください。)
(※2 写真説明文は、写真名(商品名等)+説明文（20～40字程度）でお願いします。)
- ・店舗からのPR文を用意してください（200字程度）。
- ・用字・用語等の修正を行う場合があります。
- ・行政の公益性を損なうと判断される場合、掲載をお断りすることがあります。

3. 申込み

- ・市役所 2階産業観光課窓口へ直接か郵送（〒364-8633 北本市産業観光課商工労政・観光担当あて）、または FAX（592-5997）、メール（a03100@city.kitamoto.lg.jp）にてお願いします。
- ・写真は、原則としてメールに添付する形でお願いします。（現像されたものを提出していただいても構いません。）

4. 掲載情報の取り扱いについて

- ・「きたこれ」に掲載された写真、記事等を市のオープンデータとして公開するほか、市の産業・観光事業等で使用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(令和3年6月)